

定期積金

(平成 24 年 10 月 18 日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名 (愛 称)	・定期積金 (愛称：スーパー積金みどり)
2	販 売 対 象	・個人および法人（原則として法人）のお客さま
3	期 間	・6 か月、1 年、2 年、3 年
4	預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で掛金を分割預入れとなります ・1 回当たり 10,000 円以上 ・1,000 円単位
5	払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します
6	給 付 補 填 金 (1) 適用利回り (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します ・満期日以後に一括して支払います ・計算単位は1円とします ・この積金の給付補填金は、通帳記載の給付補填金と掛金総額の差額により計算します
7	手 数 料	——
8	付加できる特約事項	・普通預金からの自動振替による受入ができます
9	税 金	・個人のお客さまは 20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税 *平成 25 年 1 月 1 日以降平成 49 年 12 月 31 日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した 20.315%の源泉分離課税となります ・法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品です（1 金融機関につき 1 人当たり、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます）
11	中途解約時の取扱い	・各回次の払込日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算した利息とともに支払います
12	金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください ・窓口にお問い合わせください
13	その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます または、当初契約時の店頭表示の利回り（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します
当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109		